

審 第 5 5 9 3 号
答 申 第 3 5 5 号
令和7年3月27日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年5月25日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第319号

令和5年2月26日付けで審査請求人から提起された、令和5年2月8日付け
〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決に
ついて

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年2月8日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和5年1月5日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により千葉県公安委員会に苦情を申し出たこと、その苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことについて取得・作成されたもの一切。たとえば、弁護士等と検討や調査や協議や相談等したり、警察署・県警本部・監察部門・警察内部の苦情を受付ける部署など同一の実施機関や別の実施機関などとの内部的に検討や調査や協議や相談等したり、公安委員会の調査に応じたり公安委員会の会議に出席したり公安委員会と遣り取りしたり、公務員や弁護士等と遣り取りしたり、それに前後して作成・取得されたりしたもの、千葉県警察が千葉県公安委員会に提出した行政文書、千葉県警察が千葉県公安委員会で陳述等をした場合の原稿、千葉県警察や千葉県公安委員会の会議の議事録や録音や次第や資料やその出席者や日時や場所等がわかるもの、千葉県公安委員会の調査審議に用いられたもの、前例の調査や協議や相談等に係るもの、郵送や移動に係るもの、封筒や切手の使用やそれらの発送等に係るもの、切手や郵送料や交通費に係るもの、差出票や配達証明書や領収書、公用車の利用や駐車に係るもの（公道への駐車や有料の駐車場や私の自宅の駐車スペースの利用やその手続や連絡に係るものを含む。）、警察車両や公安委員会の車両の利用や電車やバスなどの公共交通機関の利用に係るもの、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たこと、その苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに関連して私が後日電話で連絡や相談等したことの氏名や所属や職名等に係るもの、私との連絡や調整に係るもの（電話によるものを含む）、上記千葉県公安委員会に申し出た苦情のもとになった

出来事において警察官が私に電話してきたことに係るもの、上記千葉県公安委員会に申し出た苦情のもとになった出来事に係る通報の記録、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たことその苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに係り国（検察や行政相談センターを含む）や〇〇といった他の役所から何らかの連絡や遣り取り等があったことに係るもの、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たことその苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに係る公金支出に係る金額、年月日、理由や目的、どこからお金が出たのか等がわかるもの。電磁的記録も含む。廃棄記録、上記の起案、添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。なお、請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、令和5年1月12日付け〇〇警発第〇〇号で開示決定等の期間を延長した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県〇〇警察署（以下「〇〇警察署」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について（依頼）〇〇警収第〇〇号」（以下「本件文書1」という。）、「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について〇〇年〇〇月〇〇日施行〇〇警務発第〇〇号」（以下「本件文書2」という。）、「警察相談票 〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇」（以下「本件文書3」という。）、「警察相談経過票 〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇」（以下「本件文書4」という。）及び「110番受理処理結果票 〇〇年〇〇月〇〇日付け 受理番号〇〇」（以下「本件文書5」といい、本件文書1から4までと併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行うとともに、「苦情受理簿」（以下「本件全部開示文書」という。）に記録された個人情報を特定し、自己情報開示決定（令和5年2月8日付け〇〇警発第〇〇号。以下「本件全部開示決定」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下、2において「諮問実施機関」という。）に対し、令和5年2月26日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (5) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる、同条例附則第2項の規定により廃止される前の条例第47条第1項の規定により、令和5年5月25日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示部分は、いずれも、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

不開示部分は、いずれも、条例19条に該当する。

理由付記の不備があるから、当然に処分を取り消すべきである。少なくとも、「の一部」との付記については、本件の通知書の記載だけでは対象文書のどこが不開示とされたのかが不明であり、条例21条3項の要求する程度の理由付記がなされていない。また、令和5年1月5日付けの自己情報開示請求に対する処分については、写しの送付を受けた開示文書が、付箋や区切りなどもなく、どの担当所属のものなのかがわからない態様で届いたことから記載するが、請求対象外の箇所があるのであれば、申請拒否処分に該当して理由付記義務が生じるにもかかわらず、通知書にこれが記載されていない。

- (2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定について

処分庁は、〇〇警察署が広報県民課に対する回答に使用した封筒やその郵送料や差出票や受領証や配達証明証やレシート等、交通費に係る文書も特定した上で開示すべきである。

イ 本件不開示箇所の不開示事由非該当性

(ア) 後日、電話をかけてきた巡査の氏名については、当該職員が当該電

話を審査請求人にかけてきた際に、〇〇交番の〇〇である旨を審査請求人に対して明確に名乗っている。そして、公務員が電話をかけてきた以上、所属と氏名を電話の相手に明らかにすることは社会通念上、当然のことであって、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるともいえるものである。そもそも、公務員自身はその氏名を審査請求人に対して明確にしている以上、その氏名を告げられた者の行った個人情報開示請求に対して開示することに何らの不利益もないはずである。

したがって、条例１７条２号但し書きイ及びニに該当する。

なお、電話のあった日時が〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）であるとしているが、実際には、〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）の誤りである。

(イ) 人身安全関連欄、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄、危険度判定欄及び措置区分欄とされる情報については、それらが記載された行政文書は、いずれも、審査請求人自身が１１０番通報をし、かつ、審査請求人が一方的な暴力の被害者となった案件に係るものであるから、全て審査請求人の個人情報である。

処分庁は、これら情報を開示したら、今後の処理方針が明らかになるとか、関係者から誤解や憶測を招くとか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

しかし、本件は、千葉県情報公開条例に基づいて何人にも広く情報を公開する行政文書の公開に係る処分ではなく、千葉県個人情報保護条例に基づく個人情報に係る当該個人本人に対してのみ個人情報を開示する処分である。本件の開示請求者は、審査請求人であり、開示請求の対象個人情報に係る案件における被害者本人であるから、同種事案及び犯罪を企図する者に当たらないし、また、「男女間」や「ストーカー」に当たらないことは当然に知っていることであるし、内容からして「ＤＶ」に当たることは明らかである。なお、開示された文書中の記載は、極めて誤りが多く、審査請求人が一方的に暴力を受けたことを喧嘩と称するなど違法な点が多いから、「ＤＶ」に当たらないとされていることも大いに考えられる。こうした誤りがわかるようにすることも、個人情報開示の要諦である。

さらに、処分庁が「誤解や憶測」と主張する点については、開示文書を見た者が様々な所感を抱くことは当然のことであり、開示文書の記載情報を知った被害者の見解は、誤解ではない。実際、審査請求人を含む被害者救済の活動をする者は、開示文書を証拠にして行政訴訟

や損害賠償請求訴訟（国家賠償請求訴訟を含む。）等を行なっているが、開示文書の記載内容について被告側とは見解を異にすることもままあることであるが、裁判所によって原告側の見解が支持されることもあれば被告側の見解が支持されることもあるのである。被害者ないし開示請求者が、行政と異なるように考えたら、それは正しい見解である。行政と同様に考えたら、それも正しい見解である。いずれの場合であっても正しい理解であって「誤解や憶測」には当たらない。行政の言い分を追認することを正しい理解と言い行政の言い分に反する理解を誤解と言うのは、明らかに国民主権、民主主義、公務員奉仕制に違反する違憲の弁明である。さらには、所属長による危険度の総合判断が被害者の危険度の判断と異なりうることを誤解や憶測と称して、今後の警察業務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるとは言語道断である。なぜ被害者が警察の判断のとおり危険度の判断に至らなければ誤解や憶測となるのかが全く明らかではない。当該弁明は、条例1条に違反するだけでなく、自己情報コントロール権ないしプライバシー件、国民主義、民主主義、公務員奉仕制に対する全否定である。処分庁が危険度の判断について自らの認識を絶対視して被害者による危険度の判断が警察による危険度の判断と相違することを以て被害者の判断が誤解や憶測であると本当に考えているのであれば、千葉県は全体主義である。いくらなんでも弁明があまりに反民主的に過ぎるため、審議会にはその点でも附言を求める。

したがって、如何なる不開示事由にも該当しない。

（ウ）本件で不開示とされた個人情報全て審査請求人の個人情報であることは上記のとおりである。

処分庁は、これら情報を開示したら、関係者から誤解や憶測を招くとか、事実関係以外の内容等を記載することに消極的になるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

しかし、加害者から1次被害を受けた上にさらに警察から2次被害を受けた本の開示請求の対象となった案件の性質からすると、被害者本人に対して積極的にこの内容を開示して、同案件に係る警察官らが如何なる根拠をもって如何なる判断がなされたか等を警察による被害者にもあたる審査請求人が知ること吟味、検討し、改善や要望につなげたり、警察や公安委員会ないし議員に対して周知したり、改善策を講じたりするために、本件の審査請求人を含めた、開示請求者や審査請求人とも、本件で不開示とされた情報を活用して具体的、多角的な意見の表明を行い、率直な意見を交換することによって、警察業務や公安委員会業務に係る施策を充実することができるよう、最大限

の開示をする必要がある。情報開示によって、本件の審査請求人を含めた、開示請求者や審査請求人などの外部の者が意見を表明してその意見を反映することは民主主義のプロセスの一環であり、その意見は誤解や憶測ではなく、そうした情報を不開示とするのではなくむしろ開示することこそ公文書に恣意的な判断が記載されることを抑止することとなり、警察業務の適正な遂行に資するものである。このように解釈することこそ、条例の趣旨目的にも合致するものというべきである。究極的には個人情報に当該個人情報に係る個人本人がその正誤を最も的確に判断することができるとする自己情報コントロール権の観点からすると、条例の解釈適用に際して大いに影響を及ぼすものということができることに鑑みても、情報の隠蔽こそかえって、公文書の記載の正確性を客観的に担保する機会を奪い、警察や公安委員会の意思決定が独善的となることを招き、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすものである。

したがって、条例１７条２号にも６号にもともに該当しないか、たとえ同条２号に該当したとしても同号但し書きイからニの全てに該当する。

(エ) 万が一にも不開示とすべき箇所が存在するとすれば、条例１８条各項の規定により、部分開示を実施し、その箇所を不開示として、その余を開示すべきである。

(オ) 条例１９条該当性

処分庁は、本件で不開示とされた情報について条例１９条非該当性を条例１７条の不開示事由に該当することとは別個には主張していない。しかし、条例１９条の定める裁量的開示により開示すべき情報は、そもそも条例１７条１号に該当する情報を除く不開示情報が含まれている場合であるから、条例１７条の不開示事由に該当することをもって条例１９条に該当しないとは言えない。

個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、裁量的開示をすることができるものであるから、処分庁が本件で不開示とされた情報を条例１９条に該当しないと判断した過程を弁明すべきである。それができないということは、裁量的開示を実施しない理由がないというべきである。

したがって、条例１９条による裁量的開示を実施しないことは、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったというべきである。

よって、条例１９条による裁量的開示を実施すべきである。

ウ 結語

したがって、原処分で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、

開示すべきであるとともに、特定漏れについても開示・不開示の判断を審議したうえで開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 個人情報の特定制について

本件開示請求を受け、本件文書及び本件全部開示文書に記録された個人情報を特定し、うち本件文書について本件決定を行った。

なお、上記特定した文書のうち、本件全部開示文書については、本件全部開示決定を行った。

(イ) 行政文書の内容

本件文書1は、審査請求人が千葉県公安委員会に対して申し立てた苦情について、千葉県警察本部総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）から〇〇警察署等に対して行った調査依頼に関して、〇〇警察署が保有していた行政文書である。

本件文書2は、同調査依頼の結果について〇〇警察署から広報県民課に対して行った回答に係る行政文書である。

本件文書3及び同4は、審査請求人が〇〇警察署に相談した警察相談において作成された文書である。

本件文書5は、通信指令業務において110番通報を受理したとき、事案の内容やその処理状況等を記録した文書である。

(ウ) 事務の内容

a 本件文書1及び同2は、苦情に関する事務において作成されたものであり、同事務については下記のとおりである。

(a) 苦情の定義

職務執行に対する苦情は、千葉県警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な職務の態様に対する不平不満をいう。

一般的苦情は、職務執行に対する苦情以外の苦情で警察業務に関して申し出られたものをいう。

(b) 苦情の受理

苦情を受理した場合には、千葉県公安委員会宛ての苦情につい

ては苦情受理報告書を、また、千葉県警察宛ての苦情については苦情受理票を作成する。

(c) 苦情の処理

受理した苦情については、広報県民課を経由して関係所属へ通知し、関係所属にて調査を行う。また、苦情の内容に基づいて、調査結果を千葉県公安委員会や千葉県警察本部長に報告するとともに、苦情を申し出た者への通知等調査結果を踏まえた措置を講じる。

(d) 苦情関係書類の保存

苦情受理票及び苦情処理票等の苦情関係書類は、広報県民課及び関係所属が保有する「苦情受理関係（保存期間：3年）」の簿冊に編綴される。

- b 本件文書3及び本件文書4は、警察相談に関する事務において作成されたものであり、同事務については下記のとおりである。

(a) 警察相談の定義

「警察相談」とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

(b) 警察相談票の作成

i 県本部総合相談窓口

県本部総合相談窓口になされた警察相談については、相談者からその内容の詳細を聴取し、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。

ただし、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることができる。

県本部総合相談窓口は、処理部門に引継ぎを要する警察相談に関し、警察相談票をもって確実に引き継ぐものとする。

ii 署総合相談窓口

署総合相談窓口になされた警察相談については、相談者の人定事項及び相談概要を聴取の上、処理部門に確実に引継ぎを行う。

署総合相談窓口は、次長の指揮を受け、その処理部門を指定する。

iii 処理部門

処理部門は、その所掌事務に係る警察相談を処理するものとし、相談者からその内容の詳細を聴取した後、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。

処理部門は、相談の処理状況について、その経過を警察相談

経過票に記載の上、適宜所属長に報告する。

- c 本件文書5は、通信指令業務において作成されたものであり、同事務は、通信機器を使用して千葉県警察本部地域部通信指令課通信指令室及び警察署通信室の行う指揮命令、事件事故の手配、通報、照会等の業務をいう。

イ 処分の理由

(ア) 個人情報の特定について

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、前記ア（ア）のとおり特定した。

また、本件審査請求を受けて、改めて対象となる個人情報を探索したが、本件決定及び本件全部開示決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しなかった。

(イ) 不開示部分及びその理由について

- a 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「規則」という。）の該当性

本件文書1の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について（依頼）」の決裁欄の係長の印影並びに本件文書2の「起案用紙（署長決裁用）」の所属・職・氏名欄の係長の氏名、「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「3 関係職員」の階級後に記載された警部補以下の警察官の氏名、「4 事実関係」及び「5 調査結果」の階級前に記載された警部補以下の警察官の氏名、「警察相談票 ○○年○○月○○日付け 管理番号○○」の取扱者欄の氏名及び「警察相談経過票 ○○年○○月○○日付け 管理番号○○」の取扱者欄の氏名並びに本件文書3の決裁欄の係長以下の印影及び取扱者欄の氏名並びに本件文書4の決裁欄の係長以下の印影及び取扱者欄の氏名並びに本件文書5の受理者欄、指令者欄、指令受者欄及び処理者欄の氏名（以下、4において「氏名等情報」という。）

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保障する一方で、条例第17条第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。

また、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する場合は開示しなければならない旨を規定している。

氏名等情報は、同号本文に該当するとして不開示としており、い

ずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、同号ただし書の該当性について検討する。

- (a) ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、不開示とする個人情報の例外とする規定であるが、氏名等情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、同情報は、ただし書イに該当しない。

- (b) ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示する規定であるが、該当性の判断にあつては、「当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。」とされており、氏名等情報を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、同情報は、ただし書ロに該当しない。

- (c) ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、開示する規定である。ただし、括弧書により「警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。」と規定しており、規則第1号において「警部補以下の階級にある警察官」、第2号において「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定めている。

これは、一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名は不開示とすることを規定しており、氏名等情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であるため規則で定める警察職員である。

したがって、同情報は、ただし書ハに該当しない。

- (d) ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示する規定であるが、一般的には個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、

例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者が既に知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することではなく、当該情報は開示されるものである。

氏名等情報を審査請求人が既に知っているのかは明白ではなく、同情報に記載された同人以外の個人と審査請求人との利害が共通している立場にあるとは言えない。

したがって、同情報は、ただし書ニに該当しない。

(e) 小括

以上のことから、氏名等情報は、条例第 17 条第 2 号及び規則に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

b 条例第 17 条第 2 号の該当性

本件文書 2 の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「3 関係職員」に記載された警察官の年齢、職員番号及び所属の一部及び「警察相談票〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇」の取扱者欄の職員番号並びに本件文書 3 の取扱者欄の職員番号並びに本件文書 5 の下部欄外の職員番号（以下、4 において「職員関係情報」という。）

条例第 17 条第 2 号については、前記 a に述べたとおりである。

職員関係情報は、個々の警察職員に関する情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

よって、職員関係情報は、条例第 17 条第 2 号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

c 条例第 17 条第 6 号の該当性

条例第 17 条第 6 号は、県の機関等の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであり、本文では、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を包括的に定めている。

「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については「同種のものが反復さ

れるような性質の事務であって、ある個別の事務情報を開示すると将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり得るもの」も不開示情報として規定されている。

- (a) 本件文書1の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について（依頼）」の本件照会先警電番号、本件文書2の「警察相談票 ○○年○○月○○日付け 管理番号○○」の取扱者欄の警電番号及び本件文書3の取扱者欄の警電番号（以下、4において「警察電話情報」という。）

警察電話情報は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

- (b) 本件文書2の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の「4 事実関係」（3）27行目の後部から28行目前部まで（以下、4において「本件調査判断情報1」という。）

本件調査判断情報1は、苦情調査において当時の状況に関し、警察官が判断して記載した内容であるが、これらを開示した場合には、関係者の誤解や憶測を招く可能性があり、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (c) 本件文書2の「警察相談票 ○○年○○月○○日付け 管理番号○○及び「警察相談経過票 ○○年○○月○○日付け 管理番号○○」並びに本件文書3並びに本件文書4の人身安全関連欄（以下、4において「本件調査判断情報2」という。）

本件調査判断情報2は、相談内容を検討して人身安全関連事案該当の有無を項目にチェックし、該当する場合は、その事案の種別「男女間」、「ストーカー」、「DV」等をチェックするものであり、この判断は最終的に所属長が行う。

この事案該当の有無及び種別は、相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断するものであり、人身安全関連欄のチェック項目を開示した場合には、危険性や緊急性の有無などを総合的に判断した警察における事案に対する今後の処理方針が明らかになり、関係者の誤解や憶測を招くほか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (d) 本件文書2の「警察相談票 〇〇年〇〇月〇〇日付け 管理番号〇〇」及び「警察相談経過票 〇〇年〇〇月〇〇日付け 管理番号〇〇」並びに本件文書3並びに本件文書4の指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄（以下、4において「本件調査判断情報3」という。）

警察署で受理した相談にあっては、処理担当課長が指揮伺い欄を記載し、所属長が所属長指揮事項欄を記載する。

そして、本件調査判断情報3については、相談内容に基づく、警察における以後の取扱い方針を記載しており、これらを開示した場合には、危険性や緊急性の有無などを総合的に判断した警察における事案に対する今後の処理方針が明らかになり、関係者の誤解や憶測を招くほか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (e) 本件文書2の「警察相談票 〇〇年〇〇月〇〇日付け 管理番号〇〇」及び「警察相談経過票 〇〇年〇〇月〇〇日付け 管理番号〇〇」並びに本件文書3並びに本件文書4の危険度判定欄及び措置区分欄（以下、4において「本件調査判断情報4」という。）

本件調査判断情報4は、相談内容を検討し判断した危険度をA、B、Cの3段階で判定し記載するとともに、以後の取扱い方針を決定する措置区分を記載するものである。

この判断は最終的に所属長が総合的に勘案して判断しており、開示請求者以外の関係者の情報を含めて判断するものであり、これらを開示した場合には、当該相談の危険性の判断を開示することになり、関係者及び相談者が感じている危険度の差違等の誤解や憶測を招くほか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (f) 小括

以上のことから、警察電話情報及び本件調査判断情報1から同4は、条例第17条第6号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

- d 条例第17条第2号及び第6号の該当性

本件文書2の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果につ

いて」の「4 事実関係」の一部（階級前に記載された警部補以下の警察官の氏名、及び（3）の27行目の後部から28行目の前部までを除く。）及び「警察相談票 ○○年○○月○○日付け 管理番号○○」の措置結果（別紙）1欄の一部並びに本件文書3の措置結果（別紙）1欄の一部（以下、4において「本件調査判断情報5」という。）

条例第17条第2号及び第6号については、それぞれ前記a及びc（a）に述べたとおりである。

本件調査判断情報5は、事案対応した警察職員が当該事案対応において、開示請求者以外の特定の個人について調査又は判断した内容を含む情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、これらの情報を開示した場合、今後の事案対応において関係者から誤解や憶測を招くおそれを懸念することで、事実関係以外の内容等を記載することに消極的になる可能性があり、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件調査判断情報3は、条例第17条第2号及び第6号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

e 条例第19条の該当性

条例第19条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる」と規定し、実施機関の判断により、裁量的に当該個人情報を開示する余地を与えたものである。

個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときとは、実施機関の高度な行政的な判断により、開示することに、当該各号の不開示情報の規定により保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性が特に認められる場合をいう。

開示文書における不開示情報は前記aからdに述べたとおり決定しており、同不開示情報の中に、各号の不開示情報の規定により保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性は認められないことから、不開示とした決定に誤りはない。

（3）弁明の内容について

審査請求人は、審査請求の理由において、文書検索が不十分である、不開示部分のいずれも条例第17条各号に該当しないか、たとえ2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書に全て該当する。また、条例19条に該当するなどとし、開示を求めているが、本件決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在せず、実施機関は、

前記（２）イのとおり、本件文書のうち、審査請求人の自己情報となる部分について、条例等の規定に基づき、開示又は不開示の判断をしていることから、本件決定については、適法かつ妥当であると考ええる。

５ 審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記２（３）のとおり、本件文書に記録された個人情報をも特定して本件決定を行うとともに、本件全部開示文書に記録された個人情報をも特定して本件全部開示決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記３（１）アのとおり、本件決定を取り消して、対象文書を更に特定した上で、請求した情報の全てを開示することを求めているので、以下、検討する。

（２）個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記３のとおり、文書の探索が不十分であると主張しているので、以下、検討する。

イ 実施機関は、前記２（３）のとおり、本件開示請求に対し、本件決定及び本件全部開示決定において本件文書及び本件全部開示文書に記録された個人情報を特定した。

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に、審査請求人が反論書において存在を主張した情報を含めて本件開示請求に係る個人情報の探索を行わせたところ、本件決定及び本件全部開示決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定及び本件全部開示決定において、本件文書及び本件全部開示文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

（３）本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書１は、広報県民課が〇〇警察署等に対し、審査請求人からなされた千葉県公安委員会宛ての苦情に関する調査を依頼するために送付した文書であると認められる。

本件文書２は、〇〇警察署から広報県民課に対して、審査請求人からなされた千葉県公安委員会宛ての苦情に関する調査結果を回答することに係る起案文書であると認められる。

本件文書3は、審査請求人から〇〇警察署になされた警察相談について、当該相談の処理のため、警察職員が審査請求人から当該相談の内容を聴取した後、その要旨や措置結果等を記載した警察相談票であると認められる。

本件文書4は、審査請求人からなされた警察相談について、〇〇警察署で処理をした経過を記録した警察相談経過票であると認められる。

本件文書5は、110番による通報について、通報内容や処理状況等を記録した110番受理処理結果票であると認められる。

イ 警察官の氏名及び印影について

(ア) 実施機関は、本件文書1の1ページ目の決裁欄の係長の印影、本件文書2の1ページ目の起案用紙の所属・職・氏名欄の氏名、5ページ目から9ページ目までの「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「3 関係職員」、「4 事実関係」及び「5 調査結果」で階級（「巡査部長」又は「巡査」）の前後に記載された氏名、10ページ目の警察相談票の取扱者欄の氏名並びに14ページ目の警察相談経過票の取扱者欄の氏名、本件文書3の決裁欄の係長以下の印影及び取扱者欄の氏名、本件文書4の決裁欄の係長以下の印影及び取扱者欄の氏名並びに本件文書5の受理者欄、指令者欄、指令受者欄及び処理者欄の氏名について、条例第17条第2号及び規則に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、実施機関の職員の氏名又は印影であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、当該職員が規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) なお、審査請求人は、反論書において、不開示とされた警察官の氏名のうち「後日、電話をかけてきた巡査の氏名」については、電話の際に当該警察官が審査請求人に所属と氏名を自ら告げており、不開示とする理由がない旨を主張している。

しかしながら、審査請求人の上記の主張が事実であったとしても、かかる主張は反論書において初めてなされたものであるため、実施機関としては、本件開示請求を受け付けた時点では、審査請求人が当該巡査の氏名を把握していたか否かが不明であることから、当該巡査の

氏名を不開示とした実施機関の判断に誤りはない。

ウ 警察官の年齢、職員番号及び所属について

(ア) 実施機関は、本件文書 2 の 5 ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「3 関係職員」に記載された警察官の年齢、職員番号及び所属の一部並びに 10 ページ目の警察相談票の取扱者欄の職員番号、本件文書 3 の取扱者欄の職員番号並びに本件文書 5 の下部欄外の職員番号について、条例第 17 条第 2 号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報のうち警察官の年齢は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第 17 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報のうち警察官の年齢は、条例第 17 条第 2 号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) 当該情報のうち警察官の職員番号は、警察職員個々に付与された番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第 17 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報のうち警察官の職員番号は、条例第 17 条第 2 号に該当し、不開示が相当である。

(エ) 当該情報のうち警察官の所属について、本件決定において不開示とされた部分を審議会で見分したところ、当該部分には、特定の警察官 1 名に関し、本件開示請求の対象となった事案に係る職務とは無関係な個人情報に記載されており、また、当該情報は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることが確認された。

したがって、当該情報は、条例第 17 条第 2 号に該当し、不開示が相当である。

エ 警電番号について

(ア) 実施機関は、本件文書 1 の 1 ページ目の「本件照会先」の警電番号、本件文書 2 の 10 ページ目の警察相談票の取扱者欄の警電番号及び本件文書 3 の 1 ページ目の取扱者欄の警電番号について、条例第 17 条第 6 号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、

本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

オ 「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の4(2)の一部について

(ア) 実施機関は、本件文書2の6ページ目から7ページ目までの「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の4(2)「関係者からの事情聴取」に記載した内容の一部（実施機関が自己情報部分開示決定通知書及び弁明書において「『4 事実関係』の一部」と表現したもの）について、条例第17条第2号及び第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該部分には、警察官が審査請求人以外の個人から聴取した内容及び警察官が調査又は判断した結果が記載されていると認められる。

当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第17条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、同条第6号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

カ 「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の4(3)の一部について

(ア) 実施機関は、本件文書2の8ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の4(3)「申出人からの聴取」に記載した内容の一部について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該部分には、警察官が調査又は判断した結果が記載されており、開示することにより、異なる解釈から警察業務への不信感を招くなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が

相当である。

キ 警察相談票及び警察相談経過票の人身安全関連欄及び危険度判定欄について

(ア) 実施機関は、本件文書 2 の 10 ページ目の警察相談票及び 14 ページ目の警察相談経過票、本件文書 3 並びに本件文書 4 の人身安全関連欄及び危険度判定欄について、条例第 17 条第 6 号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 人身安全関連欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談の内容から判断して、人身安全関連事案への該当の有無等を記載した情報である。また、危険度判定欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談の内容から判断して、記号によって区分された危険度を記載した情報である。両者は警察相談票の所定の欄において定型的に記載することとされている。

人身安全関連欄及び危険度判定欄の情報を開示した場合、異なる解釈から警察業務への不信感を招くなど、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第 17 条第 6 号に該当し、不開示が相当である。

ク 警察相談票及び警察相談経過票の指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄について

(ア) 実施機関は、本件文書 2 の 10 ページ目の警察相談票及び 14 ページ目の警察相談経過票、本件文書 3 並びに本件文書 4 の指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄について、条例第 17 条第 6 号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 指揮伺い欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談に係る相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における今後の取扱方針等の案を記載し、所属長に意思決定を求めるものである。所属長指揮事項欄の情報は、指揮伺い欄の記載に対して、所属長が意思決定をし、職員に指揮する事項を記載するものである。措置区分欄は、相談内容を検討して判断し、今後の取扱方針を決定する措置区分を記載するものである。

警察相談においては、その事務の性質上、警察相談票に事案を正確に記載することや警察における判断を様々な可能性を考慮して記載することが、不安を抱く県民に安心を与えるという目的を達成するためには必要である。

これを前提に考えると、自己情報の開示請求に対して、指揮伺い欄、

所属長指揮事項欄又は措置区分欄の情報を開示し、その判断の内容が明らかになることにより、警察がとり得る措置を発動する基準が明らかになってしまうと、今後、警察の措置を回避しようとして、適切な解決を妨げる行為がとられることとなる可能性を否定できない。

さらには、開示された場合の影響を懸念して、担当者や所属長が記載を当たり障りのないものとした場合、正しい指揮がとれなくなる可能性も否定できない。

本件文書について確認したところ、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄又は措置区分欄の情報を開示すると、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

ケ 警察相談票の措置結果（別紙）1欄の一部について

（ア）実施機関は、本件文書2の12ページ目の警察相談票の措置結果（別紙）1欄の一部及び本件文書3の3ページ目の措置結果（別紙）1欄の一部について、条例第17条第2号及び第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

（イ）審議会で見分したところ、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第17条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

よって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、同条第6号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

コ その他の不開示情報について

（ア）本件文書1の3ページ目の苦情受理報告書の受理者欄の氏名については、本件の自己情報部分開示決定通知書及び実施機関が作成した弁明書において、不開示部分及び不開示理由の記載はないが、審査請求人に交付された文書においては、黒塗り処理が施されており、審査請求人に対して開示がなされていないものと認められる。

そこで、当該情報について、審議会の職権により、条例第17条該当性について検討する。

（イ）実施機関に確認したところ、当該情報は、実施機関の職員のうち、

規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官の氏名であるとのことであり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、当該職員が規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

前記5(3)コ(ア)のとおり、本件決定においては、苦情受理報告書の受理者欄の氏名について、審査請求人に交付した本件文書1の写しにおいて黒塗りされているにもかかわらず、自己情報部分開示決定通知書に不開示部分及び不開示理由の記載がなかった。さらに、実施機関が作成した弁明書においても、当該情報に係る不開示部分及び不開示理由の記載がなかった。

条例第21条第3項において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を提示しなければならないとされていることの趣旨は、開示・不開示の判断に当たって、各実施機関の合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることにより、開示請求者が決定の内容について不服申立てをする際の判断材料とするためである。

このような趣旨からすれば、不開示とした部分の一部についてであっても、決定通知書において不開示部分及び不開示理由の記載をしないことは、開示請求者の権利を大きく損なうものである。

今後、実施機関においては、保有個人情報開示請求に対する決定を行うに当たり、適正な事務の執行に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
-------	---------

令和5年 5月25日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和5年 7月 3日	反論書の写しの受理
令和6年 9月26日	審議（令和6年度第5回第2部会）
令和6年10月24日	審議（令和6年度第6回第2部会）
令和6年11月21日	審議（令和6年度第7回第2部会）
令和6年12月19日	審議（令和6年度第8回第2部会）
令和7年 1月30日	審議（令和6年度第9回第2部会）
令和7年 2月20日	審議（令和6年度第10回第2部会）
令和7年 3月13日	審議（令和6年度第11回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会